

向原町

令和3年度 ごみ収集カレンダー

◎令和3年度から、ごみの収集体制が変わります。

ペットボトル・プラスチック製容器包装 毎月2回 ⇒ 毎週1回
古紙(新聞・雑誌・ダンボール・ざつ紙) 毎月2回 ⇒ 毎月1回
もえないごみ・有害ごみ 第1・3水曜日 ⇒ 第1・3木曜日

4月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	3/31 ペット・プラ 紙パック	1 不燃 有害	2 可燃	3
4	5	6 可燃	7 ペット・プラ 紙パック	8	9 可燃	10
日曜 開場						
11	12	13 可燃	14 ペット・プラ 紙パック	15 不燃 有害	16 可燃	17
18	19	20 可燃	21 ペット・プラ 紙パック	22 古紙	23 可燃	24
25	26	27 可燃	28 ペット・プラ 紙パック	29	30 可燃	*

5月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4 可燃	5 ペット・プラ 紙パック	6 不燃 有害	7 可燃	8
9	10	11 可燃	12 ペット・プラ 紙パック	13	14 可燃	15
16	17	18 可燃	19 ペット・プラ 紙パック	20 不燃 有害	21 可燃	22
23/30	24/31	25 可燃	26 ペット・プラ 紙パック	27 古紙	28 可燃	29

6月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	1 可燃	2 ペット・プラ 紙パック	3 不燃 有害	4 可燃	5
6	7	8 可燃	9 ペット・プラ 紙パック	10	11 可燃	12
日曜 開場						
13	14	15 可燃	16 ペット・プラ 紙パック	17 不燃 有害	18 可燃	19
20	21	22 可燃	23 ペット・プラ 紙パック	24 古紙	25 可燃	26
27	28	29 可燃	30 ペット・プラ 紙パック	*	*	*

7月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	1 不燃 有害	2 可燃	3
4	5	6 可燃	7 ペット・プラ 紙パック	8	9 可燃	10
日曜 開場						
11	12	13 可燃	14 ペット・プラ 紙パック	15 不燃 有害	16 可燃	17
18	19	20 可燃	21 ペット・プラ 紙パック	22 古紙	23 可燃	24
25	26	27 可燃	28 ペット・プラ 紙パック	29	30 可燃	31

8月						
日	月	火	水	木	金	土
1 日曜 開場	2	3 可燃	4 ペット・プラ 紙パック	5 不燃 有害	6 可燃	7
8	9	10 可燃	11 ペット・プラ 紙パック	12	13 可燃	14
15	16	17 可燃	18 ペット・プラ 紙パック	19 不燃 有害	20 可燃	21
22	23	24 可燃	25 ペット・プラ 紙パック	26 古紙	27 可燃	28
29	30	31 可燃	*	*	*	*

9月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	1 ペット・プラ 紙パック	2 不燃 有害	3 可燃	4
5	6	7 可燃	8 ペット・プラ 紙パック	9	10 可燃	11
日曜 開場						
12	13	14 可燃	15 ペット・プラ 紙パック	16 不燃 有害	17 可燃	18
19	20	21 可燃	22 ペット・プラ 紙パック	23 古紙	24 可燃	25
26	27 粗大	28 可燃	29 ペット・プラ 紙パック	30	*	*

10月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	1 可燃	2
3	4	5 可燃	6 ペット・プラ 紙パック	7 不燃 有害	8 可燃	9
日曜 開場						
10	11	12 可燃	13 ペット・プラ 紙パック	14	15 可燃	16
17	18	19 可燃	20 ペット・プラ 紙パック	21 不燃 有害	22 可燃	23
24/31	25	26 可燃	27 ペット・プラ 紙パック	28 古紙	29 可燃	30

11月						
日	月	火	水	木	金	土
*	1	2 可燃	3 ペット・プラ 紙パック	4 不燃 有害	5 可燃	6
7	8	9 可燃	10 ペット・プラ 紙パック	11	12 可燃	13
日曜 開場						
14	15	16 可燃	17 ペット・プラ 紙パック	18 不燃 有害	19 可燃	20
21	22	23 可燃	24 ペット・プラ 紙パック	25 古紙	26 可燃	27
28	29	30 可燃	*	*	*	*

12月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	1 ペット・プラ 紙パック	2 不燃 有害	3 可燃	4
5	6	7 可燃	8 ペット・プラ 紙パック	9	10 可燃	11
日曜 開場						
12	13	14 可燃	15 ペット・プラ 紙パック	16 不燃 有害	17 可燃	18
19	20	21 可燃	22 ペット・プラ 紙パック	23 古紙	24 可燃	25
26	27	28 可燃	29 ※	30	31 可燃	*

【※】12月29日はペット・プラ・紙パックの
収集を行いません。

1月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4 可燃	5 ペット・プラ 紙パック	6 不燃 有害	7 可燃	8
9	10	11 可燃	12 ペット・プラ 紙パック	13	14 可燃	15
16	17	18 可燃	19 ペット・プラ 紙パック	20 不燃 有害	21 可燃	22
23/30	24/31	25 可燃	26 ペット・プラ 紙パック	27 古紙	28 可燃	29

2月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	1 可燃	2 ペット・プラ 紙パック	3 不燃 有害	4 可燃	5
6	7	8 可燃	9 ペット・プラ 紙パック	10	11 可燃	12
日曜 開場						
13	14	15 可燃	16 ペット・プラ 紙パック	17 不燃 有害	18 可燃	19
20	21	22 可燃	23 ペット・プラ 紙パック	24 古紙	25 可燃	26
27	28	*	*	*	*	*

3月						
日	月	火	水	木	金	土
*	*	1 可燃	2 ペット・プラ 紙パック	3 不燃 有害	4 可燃	5
6	7	8 可燃	9 ペット・プラ 紙パック	10	11 可燃	12
日曜 開場						
13	14	15 可燃	16 ペット・プラ 紙パック	17 不燃 有害	18 可燃	19
20	21	22 可燃	23 ペット・プラ 紙パック	24 古紙	25 可燃	26
27	28	29 可燃	30 ペット・プラ 紙パック	31	*	*

可 燃	： もえるごみ	大65円・小40円・ミニ20円	毎週火・金曜日
不 燃	： もえないごみ(カン類、ビン類、陶器・ガラス類、小型家電・金物など)	大100円・小50円	毎月第1・3木曜日
有 害	： 有害ごみ(乾電池、蛍光灯など)	100円	毎月第1・3木曜日
古 紙	： 新聞紙、ちらし、雑誌、ダンボール、ざつ紙	65円	毎月第4木曜日
ペ ッ ト	： ペットボトル	大30円・小15円	毎週水曜日
プ ラ	： プラスチック製容器包装(トレイ・カップなど)	大30円・小15円	毎週水曜日
紙 パ ッ ク	： 牛乳、ジュースなどの紙パック	30円	毎週水曜日
粗 大	： 家具、布団、自転車などの大型ごみ	400円	令和3年9月27日 令和4年3月21日

《向原町内 指定ごみ袋・処理券販売店(50音順)》	
・市川食料品店	・フードショップたけだ
・井上商店	・藤本ストアー
・Aコープ向原店	・ローソン安芸高田向原店
・コメリ向原店	
・神岡商店	
・セブンイレブン安芸高田向原店	
・ひだに	

店名の一部(機、(有)等)省略している場合がございます。

(お問い合わせ先) 市役所向原支所 ☎ 46-3111 市役所環境生活課 ☎ 42-1126 芸北広域きれいセンター ☎ 0826-72-6595

不法投棄は重大な犯罪です！

不法投棄をした者は法律で5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられます

発見した場合は通報しましょう

警察・市役所へ連絡してください

【向原町】

ごみの分け方・出し方



【向原町】

きれいな町 あなたの心も美しく

分類		収集	種類	出し方	指定袋・処理券の種類 (袋に入らない物は粗大ごみです)
燃えるごみ		毎週火・金曜日		・台所ごみ…水切りを十分に行ってください。 ・紙オムツ…汚物をトイレに捨ててから出してください。 ・重さは、10 kg以下にしてください。 ・ロープ・木の枝・板切れなど…50cm以下に切断して下さい。 【50cm以上のものは、ひもでくくって「粗大ごみ」で出してください。】 ・ベルトやかばん等の金具はできるだけ取り除いて下さい。 ※液体状のもの(食用油等)…布・紙に吸わせるか、固形化してください。	 燃えるごみ専用収集袋
古紙類		毎月第4木曜日		・長さ50cm、重さ10kg以下にして、ひもで十文字にくくり、ごみ処理券を貼って出してください。 ・新聞、ざつ紙(広告チラシ)、雑誌、ダンボールは、それぞれ分けて出してください。 【ざつ紙について】 ☆広告チラシ等(又は雑誌)と一緒に束ねてください。 ☆紙以外のものは、取り除いてください。(ホッチキスの針はついていても可) ざつ紙で出せないもの 感熱紙、カーボン紙、ワックス加工された紙(油紙、紙コップ、酒パック、ヨーグルト容器等) → 「燃えるごみ」へ - プリント写真、シール台紙、ふすま紙、汚れた紙	 ごみ処理券
容器包装類	紙パック	毎週水曜日(12月の第5週を除く)		・内側が銀色(アルミ箔)の紙パックはリサイクルできないので、「燃えるごみ」で出してください。 ・中をよく洗い、開いて、乾かして出してください。	 紙パック専用収集袋 (発泡トレイ紙パック専用袋)
	プラスチック製容器包装			・汚れは拭き取るか、洗って、出してください。 【汚れの落ちないものや落ちにくいものは、「燃えるごみ」で出してください。】 ・CDケースやバケツなど容器包装ではないものは、「燃えるごみ」で出してください。 ・レジ袋はそのままごみ袋に入れてください。【中に物を入れた状態で出さないでください。】 ・ライター等は絶対に入れないでください。【「燃えないごみ(金物など)」です。】 ・のマークのあるものだけ出してください。【ペットボトルと混ぜないでください。】	 ペットボトル又はプラスチック製容器包装専用収集袋
	ペットボトル			・中を軽く水洗いしてください。 ・キャップ・ラベルは、取り除いて「プラスチック製容器包装」で出してください。 【リング部分はついたままでもかまいません。】 ・のマークのあるものだけ出してください。【プラスチック製容器包装と混ぜないでください。】	
燃えないごみ	かん類	毎月第1・3木曜日		・中を軽く水洗いしてください。 ・スプレー缶・カセットボンベなどは、処理をする時爆発の恐れがありますので、必ず使い切って出してください。(穴は空けなくてよいです。) ・重さは、10 kg以下にしてください。	 資源物又は燃えないごみ専用収集袋 ※種類ごとに分けて入れてください。
	びん類			・中を軽く水洗いして下さい。 ・ふた、キャップは必ず取り除いてください。 【はすれにくい中栓やラベルは、そのままでもかまいません。金属製のふたは「燃えないごみ(金物など)」、プラスチック製のふたは、「プラスチック製容器包装」です。】 ・コップや耐熱ガラスは、「燃えないごみ(陶器・ガラス類)」で出してください。 ・重さは、10 kg以下にしてください。	
	小型家電 電源コード 金物など			・傘は、布・ビニール部分を必ず取り外してください。取り除いた布・ビニールは、「燃えるごみ」で出してください。 ・電化製品のコードは、器具から切り取って、束ねてください。(リサイクルします。) ・くぎやかみそりなどは、袋が破れないように紙などに包んでください。 ・袋に入らないものは、粗大ごみで出してください。 ・重さは10 kg以下にしてください。	
	陶器類			・ガラスの破片・陶器のかげらなどは、袋が破れないように紙などに包んでください。 ・重さは10 kg以下にしてください。	
	有害ごみ			・蛍光灯は、壊さないように10本以内にくり指定袋をつけて出してください。 ・乾電池は、指定袋に入れ袋の口を固くしばってください。 ・ボタン電池や充電式電池は、販売店に持っていきましよう。	
粗大ごみ		9月27日・3月21日		・カーペット…長さ1.8m以下にして(たたむ又は切る)くくってください。 ・トタン板…長さ1.8m以下、5枚以内でくくってください。(処理券は1枚) ・一斗缶…つぶさずに6個までをくくってください。(処理券は1枚) ・畳、布団等…畳、布団は1枚につき1枚、座布団・毛布は5枚以内(梱包する)で、1枚の処理券を貼ってください。 ・ストーブや草刈機等…燃料を完全に抜き取ってください。 ・スプリングマット…金属(スプリング部分)と布に解体して出してください。 ※電源コードは、必ず器具から切り取り、「燃えないごみ」で出してください。	 粗大ごみ処理券

家電4品目 (家電リサイクル法対象機器)			※買ったお店、買い替えるお店で引き取ってもらう。	その製品を買ったお店または、同種のものを新規に購入するお店で、引き取ってもらう。 ※買ったお店がわからない場合、廃業している場合等は、役所にご相談ください。
--------------------------------	--	--	--------------------------	--

出せないごみ			※販売取扱店・購入店、又は製造メーカーにご相談ください。		※製造メーカー等にお問い合わせください。(メーカーで回収、リサイクルが行われます。)
					※プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、携帯情報端末、電子手帳は、粗大ごみ又は燃えないごみで、出してください。

イラスト出典:経済産業省ウェブサイト(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/>)

ごみの直接持ち込み 自分で、ごみを芸北広域きれいセンターに持ち込むことができます。 毎週月曜日～金曜日(祝祭日も受け付けます。) 午前9～12時・午後1～4時まで ・時間外の受付はできません。 ・積み下ろしの場所と料金が違いますので、種類ごとに分けて持ち込みしてください。 ・持込車両を計量し、料金を算定しますので、指定袋、処理券は使用しないでください。 ・多量に持ち込まれる場合は事前に連絡してください。 持込できない日 土曜日・日曜日 12月31日・1月1日・1月2日・1月3日	ごみの収集について 収集日の朝8時までに出してください。 ・収集日程は、毎年配布する「ごみの収集カレンダー」を参考にしてください。 ・ごみステーションは、利用者で清潔に管理し、地区外のごみステーションには絶対に出さないでください。 ・必ず組合指定のごみ袋・ごみ処理券を利用して出してください。(スーパー・商店などで購入できます。) ・きちんと分別されていないごみは収集できません。 ・袋の口は、固くしばって出してください。	事業所ごみ ・事業所はごみステーションには出せません。直接「芸北広域きれいセンター」へ搬入するか、組合の許可業者に依頼して下さい。 ・一時多量ごみの場合、搬入をお断りすることがあります。事前に連絡してください。 ・事業活動に伴う産業廃棄物は、搬入できません。 お問い合わせ先 ●安芸高田市役所 (0826) 環境生活課環境生活係 ☎42-1126 八千代支所窓口係 ☎52-2111 美土里支所窓口係 ☎54-0311 高宮支所窓口係 ☎57-0311 甲田支所窓口係 ☎45-4111 向原支所窓口係 ☎46-3111 ●芸北広域きれいセンター ☎0826-72-6595・IP050-5812-6595 ホームページ http://www.geihokukouiki.jp/
---	--	--

不法投棄は、しない・させない・ゆるさない